

社会福祉法人長野県共同募金会配分要領（令和8年度共同募金）

社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金配分（共同募金以外の寄付金配分、災害その他緊急配分等を除く。）は、「長野県共同募金会配分規程」（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

【配分方針】

共同募金は、地域の福祉ニーズに応えるために必要な資金需要を積み上げた配分計画を策定し、それに基づく募金目標額により寄付を集める「計画募金」です。

共同募金の配分の考え方については、次に掲げるとおりです。

- (1) 配分計画は、すべて配分申請に基づくものとする。
- (2) 社会情勢や寄付動向等を勘案し、寄付実績を十分考慮した配分計画とする。
- (3) 申請事業の財源が、自己資金の確保に努めてもなお不足が生じ、共同募金の配分以外に手段のないものと認められるものを対象とする。
- (4) 地域住民の要請と時代に即応した事業に対し、重点を定めて配分する。
- (5) 地域福祉における配分は、先駆的及び開拓的で多様な福祉活動の自立育成支援をするため、活動の立ち上がりの時期を含むものに対しても配分する。
- (6) 配分は、次に掲げる事項を優先順位とし、申請者の資金状況、事業規模、配分効果等を考慮し決定する。

なお、配分にあたっては、共同募金以外の寄付金及び各種民間資金を調整し配分する。

- ① 申請事業の内容が、利用者等に対する緊急度が高いと認められる事業
- ② 申請事業の内容が、地域福祉の充実向上のため重要度が高いと認められる事業
- ③ 事業者が既に実施している事業であって、その団体の目的とする事業の維持・強化に必要と認められる事業
- ④ 申請者が新規に開始する事業

1 地域配分（地域の実情に応じた配分）

1 対象法人・団体・施設等

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、主に市町村域内で活動するもの。
 - ① 特定非営利活動法人、任意団体、その他当該市町村共同募金委員会が必要と認める団体
- (3) 規程第2条に定める者が運営する次の施設。
 - ① 民間保育所、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、地域活動支援センター、その他当該市町村共同募金委員会が必要と認める事業

2 対象事業・配分基準等

各市町村共同募金委員会管内の地域福祉の充実を目的とした具体的な事業を対象とし、「広域配分」等を参考に、各市町村共同募金委員会において独自に配分基準等を設定する。

3 対象外事業

- (1) 規程第5条に定める事業（国又は地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）
- (2) 介護保険事業等の公的制度において実施する事業
- (3) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業

4 対象外経費

- (1) 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費
- (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費
- (3) 飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- (4) 宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業はこの限りでない。）

5 留意事項

- (1) 地域福祉活動計画に沿った事業など、当該市町村域内全体の中でニーズを調整し、実施する事業を優先する。
- (2) 地域福祉の課題解決に向けて、住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先する。
- (3) 申請については、各市町村共同募金委員会で定める。

2 広域配分

(1) 先駆的活動配分事業

新たな地域課題や生活課題に対応する先駆的及び開拓的な多様な活動を育成するため、活動の立ち上がりの時期を含む活動に対する支援を行う。

〈地域の福祉課題の解決や持続可能な福祉のまちづくりのための未来志向の先駆的な活動を応援する〉

- 広域活動団体基盤強化配分（イノベーション事業・モデル事業）
別途定める実施要領等に基づき配分を行う。

(2) 重点配分事業

地域住民の要請と時代に即応した活動に対し、重点配分を実施する。

〈参加と協働による新たな支え合い活動を応援する〉

【共同募金の重点助成分野】

- ・ 誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり
- ・ 健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり
- ・ 生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援
- ・ 災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援
- ・ 生活に困難を抱える人たちへの緊急支援

- 安心・安全なまちづくり配分（活動配分）
- 広域活動団体基盤強化配分（重点助成分野事業）
- 福祉施設基盤強化配分（施設整備配分・自動車整備配分）
- 地域の絆をつなぐ支えあい活動応援助成（活動助成）
- 中間支援組織強化配分（活動配分）
- 用途選択（テーマ型）募金配分（活動配分）
各別途定める実施要領等に基づき配分を行う。

(3) 緊急・即応配分事業

社会的な課題解決への支援を行う。

また、非常災害等により緊急に配分する必要が認められる場合には、緊急・即応的な配分を実施することができる。

〈困った時だからこそ必要な活動を応援する〉

- 災害援護金配分（小規模災害）
- 災害等準備金配分（大規模災害）
- 災害等準備金が対象とならない自然災害や感染症拡大における特別配分
- 共同募金の実績額が目標額に達しないなどの配分計画に重大な支障を生じる可能性があり、地域福祉活動に影響を及ぼす恐れのある市町村を対象とした特別配分

- (4) NHK歳末たすけあい特別配分事業
年度ごとに別途定める実施要領等に基づき配分を行う。

- (5) その他本会が別に定める配分事業
必要に応じて別途定める実施要領等に基づき配分を行う。